

る契約(民法 537～539 条)であるという説。患者と保険医療機関との間の私法上の契約の存在は、保険医療機関と保険者との法律関係を一種の第三者のためにする契約と解しても、否定されるものではなく、また保険者と保険医療機関との間の一般的・基本的な契約と個々の患者と保険医療機関との個別的契約は両立しうるとする。

<保険者・被保険者当事者説>

保険医療の下では、保険医療機関は保険者の被用者ないし履行補助者ともいべき立場に立つのであり、診療契約は保険者と被保険者との間で締結されると解すべきであるとする説。

3. 対策 ※今後の議論、調査結果を踏まえ、重点の置き方や内容については検討

(1) 回収の実態

○ 病院の徴収努力の実態 ※病院の報告等を踏まえて加筆予定

○ 債権回収の法的措置の実態

未収金債権の回収については、たとえ裁判所の手続き(督促手続、訴訟、調停手続等)を利用する場合であっても、相手側に文書などがうまく届かないといった送達の問題が発生することとなる。また、判決を得て強制執行する場合にも、送達の問題や仮差押えを行うための費用の問題などがある。結論としては、電話催促や直接催促が債権回収には一番効果があるとの指摘があった。

○ 国保における保険者徴収の実態

厚生労働省の調査では、18 年度実績で、保険医療機関から請求を受け付けた市町村数は 34、保険者徴収を実施した件数は 86 件であり、実際に回収できたのは 2 件で、